

平成23年度 第2回建設事業評価有識者会議における資料の修正等について (港湾局)

平成23年11月2日の第2回建設事業評価有識者会議事業再評価部会でご審議いただいた港湾局所管事業（此花西部臨港緑地整備事業、中央突堤臨港緑地整備事業（物揚場整備事業含む））について、次のとおり補足説明および提出した資料の修正をさせていただきます。

1. 此花西部臨港緑地整備事業

前回会議において、

- ・ 緑地整備により狙う具体的な効果（防災緑地でどのようなことを行うのか）
- ・ 防災緑地としての機能発揮が遅れることによる影響と、当面どう代替するのかについて質疑があったことを踏まえ、調書を以下のとおり修正いたします。

【調書の修正】（資料1、調書15）

2 事業概要 ②事業目的

（修正：下線部を追記）

- ・ さらに、大阪港港湾計画において、「防災緑地」として位置付けられており、「大阪市地域防災計画」では、大阪港港湾計画に基づき、耐震強化岸壁から輸送される緊急物資の一時保管や荷捌き等の災害応急対策活動に資する緑地として位置付けている。

5 事業の優先度の視点 【事業が遅れることによる影響】

（修正：下線部を追記）

- ・ 此花西部臨海地区の開発では、本緑地の背後にオフィス、ホテル等を誘致する計画がある。現在、ホテルや結婚式場が立地している箇所の緑地は既に供用を行っている。事業を休止している箇所の背後は、現在、土地利用が進んでいないため、事業が遅延することによる、現時点での影響は少ない。しかし、今後本格的に立地が進むと景観等の問題発生が懸念されるため、本事業を再開する必要がある。
- ・ また、防災緑地としては、現在は本事業で整備した箇所において、オープンスペースとしての機能が部分的に確保できているが、将来的にはより広いオープンスペースが必要である。

2. 中央突堤臨港緑地整備事業（物揚場整備事業含む）

前回会議において、

- ・ 緑地整備により狙う具体的な効果（防災緑地でどのようなことを行うのか）
- ・ 事業が遅れることによる海遊館等の集客施設を含めた、当該地区の活性化への影響
- ・ 防災緑地としての機能発揮が遅れることによる影響と、当面どう代替するのかについて質疑があったことを踏まえ、調書を以下のとおり修正いたします。

【調書の修正】（資料 1、調書 16）

2 事業概要 ②事業目的

（修正：下線部を追記）

- ・さらには、大阪港港湾計画において、「防災緑地」として位置付けられており、「大阪市地域防災計画」では、大阪港港湾計画に基づき、耐震強化岸壁から輸送される緊急物資の一時保管や荷捌き等の災害応急対策活動に資する緑地として位置付け、整備を推進している。また、当地区は海上保安庁や税関をはじめとする官公庁などの港湾管理中枢機能が多く立地しており、災害発生時には港湾の防災活動の要となり、防災緑地に隣接して官公庁の船舶を集約係留できる物揚場を整備することにより、通常時・災害時を通じて公共船舶の効率的な運用を図り、緑地と一体となった防災拠点の形成を目指している。

5 事業の優先度の視点 【事業が遅れることによる影響】

（修正：下線部を追記）

- ・埋め立てによる緑地造成を行う区域については、完了予定年度が遅れる予定であるが、海遊館や天保山マーケットプレースなどの集客施設に近い部分の緑地については既に供用しており、残る既存区域の緑地整備及び物揚場整備については、事業進捗を図り、一定の機能を確保し、遅延に伴う影響を最小限に抑えることとする。
- ・また、防災緑地としては、現在は本事業で整備した箇所において、オープンスペースとしての機能が部分的に確保できているが、将来的にはより広いオープンスペースが必要である。

また、埋立造成を含め今後の事業進捗の見通しについて質疑があったことを踏まえ、調書を以下のとおり修正し、説明資料を追加いたします。

【調書の修正】（資料 1、調書 16）

4 事業の実現見通しの視点 ⑦今後の事業進捗の見通し

（当初）

- ・本事業は、築港地区再開発事業との調整及び局事業費との調整を図り、事業を進めていく。

（修正）

- ・既存区域の緑地整備や物揚場整備を優先的に実施し、コスト縮減策等を十分に検討した上で、埋立造成等に着手する予定である。

【説明資料の追加】

- 資料「中央突堤臨港緑地整備事業（物揚場整備事業含む）進捗状況図、スケジュール」を別紙 1、2 のとおり追加